

食品接触材料安全センターメールマガジン No.38（2022年5月上旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

食品接触材料安全センターの組織と事業紹介（各部会）

これまで食品接触材料安全センターを構成する各委員会や事業所を構成する各室を紹介してきました。この中で部会については、色材部会を紹介しましたが、その他多くの部会が設置されていますので改めて全体を紹介したいと思います。

委員会体制移行に際し、食品用器具及び容器包装の衛生性に係る調査研究、情報共有などのため、2021年6月16日第1回会員総会より前に実質的に活動していたサブグループ（SG）を含め、旧衛生協議会の部会等を参考にして、総務企画委員会の下、業種ごとに部会を設置することとしました。2021年10月29日第2回運営役員会において「総務企画委員会の下に設定する部会に関する規程」が審議され、11月1日経営会議で制定されました。

2021年度内において、サプライチェーンの各段階を構成する会員企業の希望に基づき、つぎの7つの部会が設置され、それぞれのニーズにより活動を進めています：①添加剤部会、②混合部会、③加工部会、④器具容器包装部会、⑤色材部会、⑥ポリアミド部会、⑦ポリブチレンテレフタレート部会。

■PL制度における既存物質の再整理とPL制度の改編について

PL制度における既存物質の再整理とPLの改編について

2022年4月26日改編PLが示されました。今回公表されたリストは全体で8つあり、これらは大きく3つに整理されます。

- コード変換表（基材）(1)、（基材）(2)、（添加剤）
- 改編リスト（基材）、（第2表）
- 改編リスト（留保）、（消除）、（統合）

まず、コード変換表は、2021年12月24日に示されたリストと今回の改編リストとの対応表であり、相互の関連（いわゆる紐付け）を確認するとき使用します。改編リストの検討に当たっては、最初にこのコード変換表を確認することが推奨されます。

つぎの改編リスト（基材）、（第2表）は、今後告示される強制力あるPL作成に向け、現段階で既存物質を再整理したものであり、下の図における新リスト案に当たります。

改編リスト（留保）、（削除）、（統合）は添加剤に係ります。（留保）は、添加剤に該当しない可能性があり調査が必要な物質を収載しています。調査により基材や基材の構成成分に該当すると評価されたとき改編リスト第1表に移動し、添加剤に該当すると評価されたとき第2表に移動します。

（削除）は、PL収載対象外のため削除する物質、具体的には、未精製の天然物、天然高分子物質、無機物質などを収載しています。なお、ここに収載された物質は、従来の規格基準に基づきPL施行後も使用できます。

（統合）は、他の物質に統合された物質を一覧にした参考資料です。

4月26日より、下の図に示す進め方の「事業者からの意見募集、整理、反映作業」の期間に入りました。7月15日を期限とする意見募集期間において、意見提出がなかった（留保）物質は必要に応じ削除されるため、特に慎重な検討、対応が必要です。



（2022年3月23日審議会部会資料より）

改編リストへの意見募集等については、5月23日（月）会員説明会（Web形式）で、厚労省より詳細説明があります。

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

●4月26日改編PLが公表され、7月15日まで意見募集に入った。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

- 令和3年12月24日食品安全委員会器具・容器包装専門調査会第53回会合議事録
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20211224ky1&fileId=710>

- 4月27日官報 プラスチック資源循環促進法に基づく指定調査機関の指定
<https://kanpou.npb.go.jp/20220427/20220427h00724/20220427h007240004f.html>

- 4月28日 ChemLinked 「日本は FCM ポジティブリストへ新たな既存物質追加を提案」
<https://food.chemlinked.com/news/food-news/japan-proposes-to-add-additional-existing-substances-into-the-fcm-positive-list>

- 4月26日韓国環境部「産業用フィルムなどプラスチック製品15種、リサイクル義務強化」
<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?boardMasterId=1&boardId=1521820&menuId=10525>

- 4月18日中国工業情報化部「国家標準「過剰包装要件規制 食品及び化粧品」改正リスト（意見募集）」
https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/jscx/bzgf/art/2022/art_32c0076e88de45b6b61c94ac4a2674d9.html

- 4月20日中国全国軽工業連盟「国家標準「リサイクルプラスチックを含むポリプロピレン包装容器の分析」（意見募集）」
http://www.cnlic.org.cn/zhongqingliangonggao/202204/t20220420_64602.html

- 4月26日中国食品工業協会「業界標準「食品接触用環境保全型コート紙及び板紙及び製品」（意見募集）」
<http://www.cnfia.cn/archives/25533>
「業界標準「使い捨て分解性コーヒー残渣製食器」（意見募集）」
<http://www.cnfia.cn/archives/25544>

- 4月25日台湾行政院環境保護庁「中華民國曆111年4月13日「食品接触以外のプラスチックリサイクル製品推進の要点（案）」に係る研究会議議事録」
https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS_EPA/ExternalBBS.aspx

<file:///C:/Users/user06/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/WKUFYNB/U/1111053215.pdf>

<file:///C:/Users/user06/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/R46N85I8/%E6%9C%83%E8%AD%B0%E7%B4%80%E9%8C%84.pdf>

●4月28日台湾行政院環境保護庁「「使い捨て飲料カップの使用制限対象と実施方法」を改正し、中華民國曆111年7月1日施行」

https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS_EPA/ExternalBBS.aspx

<file:///C:/Users/user06/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/R46N85I8/111050368.pdf>

●4月29日台湾行政院環境保護庁「「ポリ塩化ビニルを含む平らな包装材料を制限し、リサイクル可能な容器及び平らでない使い捨て食器を製造、輸入、販売できないとする公告」中華民國112年7月1日施行」

https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS_EPA/ExternalBBS.aspx

<file:///C:/Users/user06/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/3LBSRNGH/1111048983.pdf>

4月29日「環境保護庁は、中華民國曆112年7月1日からPVCを含む食品包装の製造、輸入、販売を禁止する」

<https://enews.epa.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/197a6f06-c436-4720-82b3-a58c6e849a69>

●3月29日～4月4日欧州委員会健康消費者保護総局（DG SANTE）植物動物食品飼料常任委員会（SC-PAFF）新規食品毒性学安全部会は、書面協議により「食品接触用リサイクルプラスチック材料及び成形品に係る、及び規則（EC）No 282/2008を廃止するxxx付欧州委員会規則（EU）.../...」を採択。

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology->

<register/screen/meetings/CMTD%282022%29423/consult?lang=en>

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology->

<register/core/api/integration/ers/273449/079492/2/attachment>

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology->

<register/core/api/integration/ers/273450/079492/2/attachment>

●4月25日欧州委員会「持続可能な化学物質：欧州委員会は有害な化学物質の制限に関する作業を進める」

<https://ec.europa.eu/growth/news/sustainable-chemicals-commission-advances-work->

[restrictions-harmful-chemical-substances-2022-04-25_en](#)

「持続可能性のための化学物質戦略の下での欧州委員会スタッフ作業文書制限ロードマップ」

<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/49734>

●4月14日フランス WTO 通報 G/TBT/N/FRA/224

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=r:/G/TBTN22/FRA224.pdf&Open=True>

<https://ec.europa.eu/growth/tools->

[databases/tris/fr/search/?trisaction=search_detail&year=2022&num=167](#)

シングルユースプラスチック製品禁止について発泡 PS から押出 PS、発泡及び押出 PP へ拡大を提案。

●スペインは「サーキュラーエコノミーのための廃棄物と汚染土壌に関する 4 月 8 日付法律 7/2022」を公布した。この中で、フタレート及び BPA を使用した包装材料が禁止された（第 18 条 1.i））。

<https://www.boe.es/eli/es/l/2022/04/08/7>

●4月28日ルクセンブルグ Delano.lu 「新しい廃棄物法パッケージはサーキュラーエコノミーに向けた一歩」

<https://delano.lu/article/new-waste-law-package-a-step-t>

●4月20日FDAは、ボトル入り飲料水のフッ化物許容値を、現在の0.8~1.7 mg/Lの範囲から0.7mg/Lを超えないことに改訂した。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/20/2022-08273/beverages-bottled-water>

●4月22日FDA「どこにもあるボトル入り飲料水：安全に保つ」

<https://www.fda.gov/consumers/consumer-updates/bottled-water-everywhere-keeping-it-safe>

●4月12日米国地方裁判所ニューヨーク南地区裁判所「NRDC ほか対 FDA」

<https://cases.justia.com/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2019cv10005/525442/65/0.pdf?ts=1649853202>

ニューヨーク南地裁は、環境保護団体 NRDC などが FDA を相手だつて提訴した過塩素酸の安全問題について FDA 勝訴を裁定した。

●4月28日 EPA 「EPA は、EPA の PFAS 戦略ロードマップで3つの水への取組みを実現」

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-delivers-three-water-commitments-agencys-pfas-strategic-roadmap>

●4月8日政治機関紙 POLITICO 「FDA の食品への失政」

<https://www.politico.com/interactives/2022/fda-fails-regulate-food-health-safety-hazards/>

●4月28日 NZ WTO 通報「G/TBT/N/NZL/111 リサイクルの変革（パート1: 容器返却スキーム）」

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/NZL111.pdf&Open=True>

●4月30日 UNEP 「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある手段を開発する政府間交渉委員会の作業に備えるためのアドホックオープンエンドWG」

<https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/39812>

「プラスチック汚染を終わらせる政府間交渉委員会を準備するアドホックオープンエンドWG (OEWG) 」2022年5月30日から6月1日

<https://www.unep.org/events/unep-event/Intergovernmental-Negotiating-Committee-end-plastic-pollution>

●4月28日 Science 「プラスチック国際協定は生産にキャップを掛けねばならない」
Vol .376, Issue.6592, pp. 469-470

https://www.researchgate.net/publication/360244595_A_global_plastic_treaty_must_cap_production

●4月、持続可能な包装連合 (SPC) 「再利用可能な包装へのガイダンス」

<https://sustainablepackaging.org/wp-content/uploads/2022/04/Guidance-for-Reusable-Packaging.pdf>

■ ■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■ ■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmsec@jccii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmsec@jccii.or.jp

URL : <https://www.jccii.or.jp/publics/index/65/>